

平成21年3月12日（木）

**日程第14 議案第1号 平成20年度橋本市
一般会計補正予算（第10号）に
ついて**

○議長（中上良隆君）日程第14 議案第1号
平成20年度橋本市一般会計補正予算（第10号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別
に行います。

補正予算説明書の平成20年度一般会計補正
予算（第10号）の20ページをお開きください。

まず、1款議会費、20ページから21ページ
まで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、2款総務費、20ページから33ページまで、
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、3款民生費、4款衛生費、32ページから
47ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、6款農林水産業費、7款商工費、46ペー
ジから53ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、8款土木費、9款消防費、52ページから
63ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）1点だけお聞きいたし
ます。

8款4項で、38ページ、39ページ。

（「過ぎとる」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）8款土木費です。52ペ
ージから63ページ。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）59ページの市営住宅の
管理に要する経費の中で、工事請負費、公営
住宅修繕工事費で2,258万円ですか、減額にな
ってるんですが、これはどういう理由、どう
いう内容なのでしょう。申し上げたいこと
は、市営住宅が老朽化した中で、修繕の要求、
要望が非常に強いんですけども、こうした
入居者の声と、この補正予算書では修繕を行
わない。何か特別な理由があると思うん
ですが、その点を伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）この減額補正につ
きましては、まず、火災によるあけぼの団地
の修繕でございます。まず、当初予算のとき
には、当初設計が非常に大きな額でございま
して、一応これを入札かけまして、またそれ
による積算によりましての減額でございます。
なお、これにつきましてはすべて火災保険料
でいただいて工事をしております。

以上です。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）わかりました。わかっ
たんですが、この見積もりと伺いますか、そ
の火災のあった物件を改修するという場合に、
こうした2,200万円もの誤差と伺いますか、こ
ういうのは出るものなのでしょう。その点
伺います。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）1軒の家からの火
災でして、あとどれだけの周りの影響具合と
いうのも当初考えて、予算組みしております。
再度調査した結果、最小限の範囲でいけたと

ということの認識でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）59ページの木造住宅の耐震化促進事業に要する減額補正の件でお尋ねいたします。

委託料の310万円、また負担金、補助金なんかを出しておられる分で592万5,000円、これ減額したということですけども、これだけ東南海・南海地震が言われている中で、市の、僕もしょっちゅう言わせていただいているんですけども、なかなか申し込みがないのかなというふうに思うんですけども、周知の方法とか啓発に関して、ちょっとそこら辺問題あるのかなど。知らない人もやっぱりおるんですよ。どの程度、これ何件中何件が、予定しておって何件がだめにだってこれ減額補正したのかということをおちょっと、それだけ聞かせてください。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）当初予算では90戸を予定しておりました。なお、今回の申し込み等につきましては25戸でございます。それとPR活動につきましては、市の広報並びにインターネット、建築士会、あと市内等各張り紙等はやっております。なお、今後割と19年度に比べましたら非常に戸数が減っております。やはり今後のPRをもうちょっと強化していきたいと。各区の回覧板等にもそういったことで、市報以外に提示して、皆さんにこういった診断の予算がありますよというような形でまた考えたいと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。当然、そういう形でやっていただいているのはわかるんですけど、やはりまだまだ対象の戸数というのはたくさんあると思うんです。当然、これ耐震診断すると危険やなとい

うのはわかるから、補強していかないかという、そういう工事が当然必要になってくるわけで、金額がすごいかかるみたいに聞いているんです。やっぱりその家その家によってはやりにくいということで逆に受けておられないんですけども、今建設部で把握されている橋本市内のそういう木造の家屋の中で、どれぐらいの対象があって、わずかな年か前からやっていた中で、わずかな人が耐震診断、また耐震の補助金を出しておられるんですけど、すごい少ないと思うんですけど、その辺はつかんでおられるのでしょうか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、木造につきまして、今言われるように何件あるかというのはつかんではおりません。恐らくそれをつかむとなれば昭和の形の中で建築確認がどれだけ出た中で出てるかということで、恐らくほとんど古いところはかなり多くございます。建築確認以前の物件もあつたりということでございます。

なおかつ、耐震改修につきましても若干の補助がありまして、その耐震診断をしていただいた中で最小限の補強をすることによってもし見出せるということになれば、そういった費用も少なく済むとは思っております。ただし、あとは若干そういった耐震改修につきましても予算を見ておりまして、それが今回2戸の申し込みということだったので、できるだけこういったことを診断された中で最小限でできる方法とかというのを、そういった方法がないかどうかというのを診断士のほうにまた問い合わせして、あとそういったことで診断士の方に指導していただくかということで、またしていきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、10款教育費、62ページから75ページまで、質疑ありませんか。

16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）先ほどは失礼しました。ページ数間違いました。66、67の10款3項の学校建設費ですけれども、この中で、3,795万円の紀見北中学校の学校校舎のエレベーターの設置等の減額補正がされております。厳格な工事内容が求められる事業であると思うんですけれども、こんな大きな減額で所定の目的が達せられるのか、それだけ心配になりましたのでお聞きしておきたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）ただ今おただしの紀見北中学校のエレベーター設置工事なんです、当初予算が9,570万円でございます。それで入札を行って不用額3,795万円の5,775万円で工事については完了しております。

以上です。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）ということは、完全な現場で完了検査が完了してあるというふうに認識してよろしいんですね。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）工事については完了して検査も受けると、これから工事完了の届けもしまして、諸手続き、県へ届ける様式もございますし、その辺の工事届と、それから完了届を待って、実地で検査を受けるという運びになっております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）済みません、二点だけお願いします。63ページの教育委員会事務局人件費についてですけれども、3番の職員給与、職員関係で、時間外勤務手当が140万円増額されているんですけれども、これ教育委員会の事

務局といますか、総務のほうが大変仕事が多くて、いつ行っても時間外をされておるんですけれども、この辺、教育委員会としてどのように考えておられるのか。ちょっと業務が集中してるのではないかなと、一部にね。この辺をもう少し考えていかないと、職員が大変健康を害する部分もありますし、当初予算がどれだけ組んでたか、ちょっと僕わかっていないんですが、補正でかなり組んでますので、それだけ要ったんだろうと思うんですけれども、ワークシェアリングの問題もありますけれども、当然、作業が大変であれば要員を増やすなり、いろいろ手だてをしていかんと、こういう状況が続きますと職員の健康管理上問題もありますし、その辺も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、67ページの中学校教育振興に要する経費の報償費、これ一般報償費が1,000万円近く減額されているんです。これ、中学校の教育振興に要する経費ということで、中学校教育にかかわって大事な費用だと思っておりますけれども、これが1,000万円近く減額されておるということはどういう状況で減額されたのか、ちょっとお教え願いたいんですけれども。2点お願いします。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）お答えいたします。

時間外の件でございます。当初予算は1,000万円の時間外、教育委員会全体で組まれております。それで、その執行見込額につきましてはほぼそれで同額で執行させてもらうんですけれども、教育委員会の行事につきましてはイベント等土日祝日の勤務に対するそういった部分の時間外というのが発生しております。そういった部分についてはできるだけ代休でお願いするという従来の話があるんですけれども、そういう部分のどうしても代休消化ではおさまらないという部分、そういう部分

がありますので、その部分については140万円
でどうしても所属長が許可をして時間外をさ
せておりますので、そういった部分の補正要
求ということにさせてもらっております。

それと、健康管理上の問題、確かにござい
ます。相当事業の執行から言いますと、特に
総務、あるいは生涯学習のイベント実行にお
ける時間外というのも確かに多く発生してお
ります。そういった部分で休日に出た場合に
は代休というところでそういう制度がありま
すが、なかなかそういった部分でもいかない
部分がありますので、そういった部分の人員
も含めて過重労働にならないようお互いの
事務分担をきっちりとして、職員のそうい
った部分での過重労働にならないようにそう
いった分は気をつけたいと思っております。

それと、報償費でございますが、この分につ
きましては、当初、中体連の生徒派遣につ
いて予算1,500万円をいただいております。こ
の実行でございますが、決算見込みとしまし
て513万1,000円の実行になっております。派
遣の問題ですので、予算はいただいております
が、不用になった部分をここで減額させて
いただいておりますので、それが主な部分で
ございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）大変、時間外処理をせ
ないかんということなんですが、代休制度も
あるんですけど、代休もとれんような状況に
ある部分もあるかと思うんです。特に教育総
務課の仕事見ても、大変かなり密度が濃
いといいますか、一部の方に集中しておるよ
うな状況もありますので、その辺も今後ご配
慮いただきたいなと思うんです。

それと、派遣の問題、そうするとこれ派遣
が少なかったということで解釈していいんで
すか。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）まず、派遣の問題
については、そういった予算いただいている
部分で少なく実行できたというところです。

それと、今特に教育総務の部分で時間外発
生というところで、大変担当の部分でも苦勞
している部分、私も了解しております。そう
いった部分で、教育委員会、学校施設の工事
改修相当ありますので、市長部局にもできる
だけそういった部分で技術者の派遣というの
か、以前は技術者がおって、相当そういった
部分で臨機応変に事務と技術の連携というの
ができておったんですけど、そういった部分
を非常に教育委員会としては切望しておりま
す。そういった部分で市長部局でも十分協議
したいと思っておりますので、よろしく願
いします。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）二つ聞きたいんで
すけど、65ページの小学校の管理運営に要す
る経費の減額補正。これも先ほど申し上げま
したような耐震診断の委託料が減額になって
おりますし、当然それに伴いまして、小学校施
設の整備に要する経費も減額されています。
年度内にこれ執行できなかった理由と、それ
から、どこの学校かということをお示し願
いたいと思います。

もう一点は、67ページ、3006の中学校建設
に要する経費。これは、きっちり工事の請
負費用は紀見北中学校の校舎のエレベーター
等の設置工事費ということで3,795万円減額
補正されてます。これは年度内に執行できな
かった理由、ちょっと教えてほしい。

○議長（中上良隆君）今、同じ質問になりま
す。

○21番（上久保 修君）ごめんなさい、ちょ
っと一つだけ。やってなかったとこだけ。耐
震のほう。済みません。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）小学校管理費の中の耐震診断の件でございます。これにつきましては、城山小学校の診断の分でございます。当初予算で925万4,000円の予算、その実行をいたしますと、477万8,000円の委託料におさまりました。減額が447万6,000円ということでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）65ページの2906、小学校建設に要する経費の13番委託料、隅田小学校校舎耐力度調査委託料が220万円ほど減額になっているんですが、これにつきましては橋本小学校と隅田小学校は耐震では無理があるので、それが四十何年たってるので古いので耐力度調査をしますということでしたんですが、減額なので、その減額理由を説明していただいたらわかると思うんですが、ちゃんとした検査をして今回差益が余ったのかどうか、その辺減額の理由教えてください。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）減額の理由については入札差ということになっております。当初予算が472万5,000円で、減額が220万5,000円、決算見込みが252万円ということでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）69ページの教育文化会館管理運営に要する経費の耐震診断委託料なんですけど、教育文化会館の耐震のことも何度も取り上げられていますが、結果がもう出ているのか。まだであるならばいつ出るのか、お答えをお願いいたします。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）まだ、現在のところ出ておりません。結果が出るのが3月末

ということで、業者から報告いただくことになっております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）73ページの温水プール管理運営に要する経費で減額790万円、これ多分当初はこの1月から温水プールを再開するという予定での委託料での減額補正だと思うんですけども、補修が遅れた理由と、多分今まで温水プールのほうで会員になってずっと泳いでらっしゃった会員さんの方がいらっしゃると思うんですけども、遅れた理由をその会員さんのほうにちゃんと周知、広報されているのかというところ辺をちょっとお教えていただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）この件につきまして答弁させていただきます。

温水プールの改修工事の変更理由につきましては、設備機器の製作に相当の期間を要しております。機器類の納入が遅れるというのが一つ、一点ありました。それと、現場再調査の結果、トップライト部分からの雨漏りが見つかりました。改修のための設計検討に時間を要した部分と、それから、既存の天井撤去の結果、鉄骨天井の取り付け下地について、プール内塩素により腐食が激しくありまして、取り替えの必要が生じたという、そういう三点の理由で、いずれも市側の工程の変更でございました。

そして、その会員への、工期的には一応12月に終わって、1月6日から再開するという当初の話でございましたので、工期が3月13日まで延長させてもらいましたので、4月オープンというところで会員さんには大変遅くなって申しわけないという文章を平成20年の12月の中旬だったと思うんですけども、温水プールの改修工事についてということで、お

知らせということで、会員各位に、会員を拾っておりますので、会員に対してこのたびは温水プールの改修工事に伴い会員の皆さんには多大なるご迷惑、ご心配をおかけしますという文章を送らせてもらいました。

それと、1月号の広報で、市民全体にそういった部分で温水プールのレインボーの施設老朽化に伴う改修工事の件で、工事が延長されるという広報を1月号でさせてもらいました。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただけますよう、というところを1月号に。それと、今度4月に予定しているんですが、温水プールレインボープール再オープンしますということで広報を予定いたしております。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）75ページ。済みません、先ほどは失礼しました。

県立体育館の管理運営に要する経費の中で減額補正、少ない数字ではございますけれども、需用費として燃料費。これは当然冬場に備えていろいろと考えておられたと思うんですが、利用の頻度がちょっと少なくなったのかなとちょっと思うんですが、状況としてはどういった感じで減額をしたんですか。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）この件につきましては、当初予算で単価78円で予算を組んでおりました。途中で相当な値上がりがありまして、急角度で単価が上がりました。これが12月補正現在で、12月補正でそういった部分の対応を行いました。その後、また下がってきた状態がありまして、そういった部分で、当初予算は78円でしたが、また80円ぐらいに逆に戻ってきたと。そういった大きな変動があったという理由によりまして、ちょっと12月補正で増をさせてもらった、最終的にはそ

ういった部分で落ちついたらと、そういった現状がございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）利用者というか、頻度的に言ったら全然、全く変わりなかったんですか。それを聞いてったんです。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）利用の状況については、変わりございません。燃料費の単価の増減によります結果の状況です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、74ページから77ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、歳出を終わります。

この際、1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

歳入に入ります。4ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）歳入全般ですね。9ページ。国庫補助金の中で、先日の一般質問の中で、地域活性化生活対策臨時交付金、この使い道はわかったんですけども、この下の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、こ

れがどこに使われているのかということと、もう一つ、17ページのコミュニティ助成金、宝くじ各種施設助成金、これがどこに使われているのか、二点。

それと、一番最初に言った地域活性化生活対策臨時交付金、どこに使われているかわかったんですけども、私なりにこの分が結局合併特例債の減額になっているのかなというふうに勝手に解釈したんですけども、それでいいのかどうか、お尋ねします。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）まず、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金2,020万8,000円について、その使い道をお答えさせていただきます。

この交付金につきましては、平成20年8月29日に国におきまして、安心実現のための緊急総合対策が決定されたことによりまして、地方公共団体の地域活性化に資するために交付金制度が創設されたわけでございます。本市といたしましては、本市の用途でございますけれども、高野口こども園の備品購入費、これは市単独事業費でも一部ございましたので、高野口こども園の備品購入費に充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）企画経営室長。

○企画経営室長（野上義己君）二点目の宝くじ各種施設の助成金1,000万円の件です。これの場所につきましては、橋本の岸上地内でございます、農業ふれあい公園内に民俗資料等展示棟を建設する際の助成金でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）答弁もれがありましたので、ご答弁をさせていただきます。

合併特例債に影響しておるかということでございますけれども、備品購入費につきまして

は市単独事業で予算化をさせていただいておりますので、合併特例債には影響はございません。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）済みません。この2億円のほうなんですけども、合併特例債に影響しているんでじゃないですかと聞いたのは。同じ9ページの地域活性化生活対策臨時交付金。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）ちょっと個々に見てみないとわかりませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）今、合併特例債のお話があったようでございますけど、橋本市と高野口町が合併して3年というような月日がたっております。そこで、私も認識不足かわかりませんが、合併して、そして合併特例債の総額というんですか、発行できる金額と、そして平成20年度の3月末までの今までにどれだけの金額が発行されたのか、ちょっと知りたいと思いますので、ご説明願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）合併特例債の発行限度額はハード事業で147億1,090万円でございます。平成18年度の発行済み額が5億8,580万円、それから平成19年度の発行済み額が10億5,020万円、それから平成20年度今年度の発行予定額でございますけれども、30億6,630万円ということになっております。

ただし、30億6,630万円の中には、平成19年度からの繰越事業分、額にいたしまして9億300万円を含めての30億6,630万円でございます。なお、30億6,630万円の中には、まだ平成21年度の繰越分も含まれておりますので、

若干決算では下がってくるかと思えます。仮に、30億6,630万円を支出したと、発行したとするならば、残高は100億860万円でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）合併特例債の件につきましては、後日総務委員会のほうで状況報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。
3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）5ページのいわゆる固定資産税の滞納繰越分3,290万円の関連なんですけれども、過日の一般質問でも、いわゆる税の徴収に関する質問等やりとりがあったんですけれども、私も最近ちょっとびっくりするような市民からの相談を受けたんです。

と申しますのは、いわゆる嘱託職員による税の徴収が行われなくなっている。で、この方は会社員でありますので、固定資産税の納入については嘱託職員がいわゆる徴収に来てくれたときに払っておったということで、いつ来てくれるのか、いつ来てくれるのか、1年たっても来てくれないと、こういう話で、どうしようにと。どうしようにというても、すぐ払って下さいとは言ったんですけれども、徴収に来るということが長く続いていたもので、そのときに税金を納めておったのが突然来なくなっているという、こういう状況なんです。そうした市民の方はほかにもおられるんじゃないかというふうに思ったんですけれども、そういった実態等は行政がつかまれているのか。払っていただけるのに、在宅徴収といいますか、それを廃止したことによって収納できていないというのか、そうした部分もあるやに思うんですけれども、この

点いかがですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かに、長期間にわたりまして徴収嘱託員ということで、集金業務を行っていた経緯はございます。ですから、議員ご指摘のとおり、他の市民の方々の中にもやはりそういった声といいますか、あれ今まで来てくれておったのに、なぜ来ていただけないのかな、待ってたのにと。確かに最近といいますか、以前まではそういう声は聞きました。そういうことで、それは現実にはそういうことがあっても不思議ではないかなということの中では突然変えるということについてはそういうご意見もいただきました。

ということで、市の広報、インターネット等々、要するに広報手段を通じまして、そういった徴収業務はやっておりませんということの広報をさせていただいております。そういった中で、日常業務においてもほとんど件数はなくなってきましたが、そういった会話が発生しているということも報告を受けております。

そういったことの中では、その制度の切り替わりをやっておるといふことと、当然これは行政がお宅へお伺いして税金をいただくというんじゃないし、口座振替、それから直接ご本人さんが金融機関に納めていただく、お願いしたいということでの推進をさせていただいておりますので、よろしくご理解お願いします。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）経費をかけずに、いわば徹底して取り立てるといふような方針に変わったわけですね。私、3年少し前に、生命保険をねらうというか、そういう命にかかわるところまで厳しく取り立てることになるといふ指摘してたんですけれども、そんな状況が見られるわけなんですけれども、私申し上げた

いことは、はがきを3回送って、いきなり差し押さえるというふうなやり方はいかなものかということなんです。

この徴収制度が変わったという点で言えば、はがきなり督促状なりを送るわけですから、そのときに、制度こう変わってますと、訪問しての徴収はやらないんですよというふうな一筆といいますか、そうしたのも一緒に郵送するというかな、それも一つの方法かと思うんですが、いかがでしょうか。そういう、一口で言えば、説明責任といいますか、行政が徴収方法を変えたんですから、しっかりと市民に周知徹底できるようにぜひともしていただきたいんですが、答弁をお願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご本人さんへの制度が変わりましたということについては、事あるごとにご本人さんあてにいろんなご通知を申し上げる書面等の中では明記はさせていただいておりますし、当然ただ単に事務的に3回はがきを送って差し押さえということで受け取られになっておるのかわかりませんが、その文面の中にはあくまでも納税をお願いしたいと、そして口座振替をお願いしたい。そして、何らかの事情で税金が納められないとか、何らかの家庭の個別の個々の事情があると思いますので、そういった方々には電話連絡なり、窓口にお越し願いたいということで、その部分については丁寧な形では対応させていただいております。

ところが、きのうもご答弁させていただきましたが、そういったご案内通知につきましても応答をしていただけない、全然ご返事いただけない、また窓口のほうに来ていただけない。また、分納誓約をしていただいても履行していただけないという方々につきましては、非常に厳しいところは我々もあるんで

すけれども、最終の手だてとして差し押さえをさせていただいておるということでございますので、その点十分ご理解のほどお願い申し上げます。我々業務としましてはただ単に差し押さえしたらいいんだということとそこへすぐ飛んでいるわけではございませんので、よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）先ほどの阪本議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域活性化生活対策臨時交付金2億2,618万9,000円を交付金で歳入が入ってくるわけでございますけれども、その合併特例債との影響ということでございます。本来、充当事業の中で今調べましたら、ほとんどが合併特例債を充当しておる事業にははまっております。ただ、一点だけございました。それは市道妻河瀬線の整備に関して、本来だったら合併特例債を活用して整備するということとございましたけれども、一部生活対策臨時交付金を充当していますので、若干合併特例債は減っているということになります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）今、徴収についての話なんですが、富岡議員と関連するんですが、納税というのは国民の義務であるということはもちろんのこととありますが、徴収についてトラブルが非常に多く見られるように私も思います。前は、女性の方の徴収員が、嘱託職員がおって、制度を変えた。その後、納税課かな、職員を増やして、そのかわりに職員がやりますという、こういうことやったわな。ところが、今の話聞いていると、制度が変わって手紙とかそういう通知だけで、実際にそれを今までやってきたのかどうかと、やはり変わったときにそうした人たちに対して、職員が行って、今度制度変わりましたからと、こ

ういうことの説明責任、きちっとね。実際にその中で分納とかいろいろな方もおられまして、そういうことが制度変わることによっていきなり異議ある人、申し立てる人は何日以内にやったら、これ市民やっぱり迷うわな。今まで、その通知出しとつても、きちっと読んでやるかどうかというのが。特にお年寄りの年配の人なんか、今までの慣れの中でそれを見落とす場合がある。それはだれが説明するかといったら、やっぱり納税課の職員であって、それきちとなされたかどうか、これちょっとお聞きいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、制度が変わったことによりまして、議員ご指摘のとおり、先ほど議員のご質問があったわけでございますけれども、制度を変えた当時確かに窓口ではやはり住民の方々のトラブルというのはございました。そういったこともありまして、なかなか制度を変えたことに対するご理解をいただけない時期もございまして、その時点ではやはりご不満もいただくとともに、行政としましてやはり、今後は変わった中でこういう形で口座振替等々納税のほうをご理解いただきたいということでの説明もさせていただきまして、制度を切り替えた段階ではやはり徴収率は落ち込んだ時期もあったかと思っております。

そういうことで、今までも私どもも担当課長、担当者とも会話しまして、やはり接遇も含めまして、高齢者の方々についてはやはり特にわかりやすくということでは努めております。してきたつもりでおりますけれども、そういった今でもやはり件数は減りましたが苦情もいただいております。今後の徴収業務につきましてはそこらあたりは接遇、言葉遣いも含めましてわかりやすく理解を求めていくということについて努力をさせていただき

たいと思いますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）説明責任を果たされたと、こういうふうに答弁いただいておりますけれども、実際は市民の人はこういう苦情が多い。いきなり督促状が来たり、いわゆる回収機構から手続きしますよと、こういうような。やっぱりそういう、何でもそうですけれども、制度変わったときには、多少の時間かかりますけれども、やっぱりきちとわかりやすく説明することが後で誤解を招かない。私はそういう点では、そこが行政側としては、当局としてはそこが不足しておるのではないかと。

私もこのことについては実際、相談受けました。やっぱり、我々の市民で円滑に徴収するというのは、これも一つの徴収率を上げるということになるので、こういう点については徴収に限らず、何でもそうですが、今までも議会ですらたびたび言われているように、市民に対して親切さというのはやっぱり忘れることなくやっていただかないと、特に今年から不況になりますと失業者が出てくるし、それから、商売されている方は大変な時期を迎えている中で、この徴収という、税金に対しての、これは最大の行政マンとしてのいかにして税金を払っていただくかという大事な時期をこれから迎えていくので、十分やっぱり配慮していただきたい。

そのことについていろいろミスがあったことをある程度、部分的にも認めておるわけで、ひとつその点配慮して臨むよう要望して、もう答弁よろしいです。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）全体で歳入の総括のところの1ページのところで、諸収入ありますね。10億7,950万円。これ補正が1,000万円

ほどされています。この中身を見ていると、行政が延滞金なんかの場合で、プラスに補正された分もありますけれども、全体としてはやはり減額補正せないかんということもあるので、当初からの収入を見込んでおりましたが、これだけ減額せざるを得ないという部分の説明と、それと財産収入のところも、当初の16番でしたか、13ページのところから14ページに至るところで個々に説明の中には載っているんですが、特に一番下の財産の普通財産の1,961万円の減額補正に至った理由と、なぜかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、最後のご質問のほうの歳入15ページ、不動産売り払い収入の中の普通財産売り払い収入のところをご答弁させていただきます。

これにつきましては、当初企業誘致室での不動産売り払い収入8,511万円、それから、総務部管財課といたしましては、普通財産の売却処分ということで3,000万円、1億1,511万円の歳入予算を見ておりました。その結果、最終的に管財課のほうでの3,000万円に対しまして、不動産の売り払い収入といたしまして、1,038万2,686円ということで確定いたしましたので、結果的に今回1,961万8,000円の減額をさせていただいたという状況でございます。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）諸収入についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員おただしの1ページ、総括のほうで諸収入といたしましては、10億7,950万1,000円が補正前の額で、それから補正の額がマイナス1,027万3,000円ということになるわけですが、その項の説明につきましては、歳入の17ページ、延滞金から始まりまして宝

くじ助成金までの雑入の宝くじ助成金までの合計額で1,000万円余りが減ったと。その一番大きな要因につきましては、歳出でも建設部長から説明があったわけでございますけれども、市営住宅の火災の修繕費が減額になったことによりまして、火災保険料で2,230万9,000円マイナスになったというのが一番大きなマイナスの要因でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）僕もこれ17ページ見とって言ったんですけども、特にプラスの要因もあってこれ2,230万円が一番大きいなということであれなんですけど、雑収入のところでも減額ということで、いろんな手数料とか徴収とかいろいろありますけれども、これは当初やっぱりその辺まで見ておられなかったのかなというふうに、どんな。当然自動販売機なんかの場合は結局、買ってもらえなかったらあれなんですけど、そこら辺が237万3,000円にマイナスになったのかなというふうに理解しているんですけど、そんな程度でいいんでしょうか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）それぞれ個々にかなりの要因がございますので、すべてが自動販売機の設置手数料ではございませんので、自動販売機の設置手数料だけで言いますと、19万円の減ということになろうかと思えます。それぞれ自動車損害保険料ですとか、介護予防のプラン作成費とか、いろいろ項目がございますので、それらのまとめて237万3,000円が減になったということでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

12番 辻本君。

○12番(辻本 勉君) 25ページです。歳出ですけれども、0220の企画事務に要する経費で19番負担金補助及び交付金、橋本駅バリアフリー化補助金の減額なんです。これ、当初予算で1,500万円の設計に関する補助ということで出ておったと思うんですけれども、これが設計をされて安くついたので、設計がまだされてないのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長(中上良隆君) 企画経営室長。

○企画経営室長(野上義己君) 橋本駅のバリアフリー化の事業に関しましてのお答えをさせていただきます。

本事業につきましては、橋本駅の鉄道事業者であるJRと南海がこのバリアフリー化事業を実施していこうということで、言われるとおり、今年度実施設計の予算を計上させていただきました。それで、事業としてJR及び南海のほうのこの橋本駅につきましては共同駅ということで、いわゆる改札の問題が課題としてございまして、JRと南海との協議の中で基本計画はこれまでできております。

その中で具体的な改札、出札口の関係で、共同駅という特別な事情がございまして、南海側からすればキセル乗車の防止をどうしていこうかという、駅舎の改造というか、計画について、これまでJRと南海が計画をするにあたって不測の時間を要しておったということの中で、今年度実施設計に至らなかったということ、次年度21年度ではございますけれども、一応実施設計と工事のほうのエレベーターの基礎部分の計上をさせてもらう予定でございます。

以上です。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番(岩田弘彦君) 53ページの歳出ですが、2112の28番繰出金、国民宿舎特別会計繰出金317万6,000円と出ているんですが、相手の特別会計見てみますと、指定管理者制度を活用した中で、歳出で言いますと、市のせならん部分は減額補正にずっとなってるんです。歳出全般で言いますと、567万9,000円の減額ということは、減額になっている会計に対して増えているんやったら繰り出さなならんと思うんですけど、支出減額になっているのに317万6,000円繰り出さなならん理由が私にはちょっとわかりにくいので、その理由を説明をお願いします。

○議長(中上良隆君) 経済部長。

○経済部長(山本重男君) この国民宿舎特別会計への繰出金でございますが、これにつきましては、後ほど出てきます国民宿舎特別会計と密接な関係がございます。そういった意味で、国民宿舎の利用料の減額により一般会計の繰出金が発生してきているという状況でございますが、この辺についてご説明をさせていただきます。

まず、国民宿舎の使用料と密接な関係がございます。この件につきましては、所管の経済建設委員会でご説明をさせていただきます。ご審議をいただくことをまずご報告させていただきます。ご質問にお答えさせていただきます。

国民宿舎につきましては、有限責任中間法人根古川地域振興協会が指定管理者となって経営しております。正規、パート、従業員を合わせまして、約40人の方々が働いている事業所でございます。近年、近隣での宿泊施設や結婚式場での挙式が増えたこと、それから施設の老朽化によりまして、国民宿舎の利用客が減少しております。その結果、経営が悪化いたしまして、平成18年度、それから平成

19年度とも赤字決算であります。累積赤字が発生しているような状況でございます。

平成20年8月から民間の料理長を雇い入れまして、質の改善に向けて取り組みまして、国民宿舎の料理が以前に増しておいしくなったと口伝えに聞いております。平成20年度におきまして、市と国民宿舎が経営改善のため、料理メニューや他施設への研修を実施しまして、PR活動や接客にも力を入れております。ですが、経営状態が好転しないのが現状でございます。

このような中で、昨年6月と今年1月に使用料の減額について陳情書が提出されております。また、昨年9月より、使用料といたしまして、毎月100万円ずつ分割で支払ってもらっておりますが、資金繰りがつかない状況に陥りまして、市としまして種々検討の結果、使用料の半額716万6,000円を減額させていただきまして、その歳入不足分317万6,000円を補正予算に上程させていただきました。

このまま健全経営が見込めない中経営を続けていきますと、ますます赤字が増えまして、指定管理者も市としても重大な状況になると考えられます。そうならないためにも、使用料の半額の減額をお願いするものでございます。

なお、市といたしましては、2年後の平成23年3月31日の指定管理契約期間の満了に向けまして、国民宿舎を廃止すべきと決定をいたしました。それで、指定管理者の根古川地域振興協会との間で廃止の協議に入らせていただいております。この指定管理契約期間の2年間の間に国民宿舎の従業員、また債権者の問題を解決していただきまして、期間の満了にしたいと考えております。

なお、このような事態に至った原因の一つには、私どもの見通しの甘さがあったのかな

と思っております。市財政の厳しい状況下での支出でございますが、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）これわざわざ指定管理者制度にしたわけですね。受けた人の経営の状況というのは市は関係ないわけでしょう。指定管理制度というのは、最初に契約を結んで、その年度はそれでやりますという約束でいって、もうけようが損しようが、それでいきますというのが指定管理者制度ですね。こども園ありますよね、今度指定管理者制度をするときに。ほんなら、こども園を受けた人は、いやあちょっと赤字になったんでちょっと補助金増やしてと言ったら増やすんですか。そういう根幹に私はかかわると思うので、指定管理者制度、紀伊見荘の状況ってわかってますよ、私も。そやけど、指定管理者制度を、根幹を揺るがすと思うんですよ。

それでしたら、今の話でしたら、18年度、19年度、もう悪いとわかっておったわけですよ。ほんなら、当初契約するときにやっぱりその話をしてきちんとした契約をせなあかんのと違う。契約してしまってから、こんなこと起こってきたら、私ら認めにくいですわ、こんな指定管理者制度の根幹揺るがすような話ですよ。と私は思うんです。

だから、これについては、特別会計のところにもあると思うんですが、今回これ関係してますのでね、その繰出金が。特別会計でまた質問させていただきますが、一回聞きたいのは、繰出金が関与してるので、この補正予算が通りますよね。で、仮にその特別会計が通らなかったという状況になったときに、どう、一番聞きたいのは、市の会計上どのような問題が起こってくるのかそれを一点聞きたいのと、さっき言った指定管理者制度自体の

把握が担当課がしっかりできていないと私は思うんですが、それについて、本来で言えば、指定管理者制度で減額を予期せぬ、減額をしなければならぬ状況に至ったというのは天変地異であるとか、ほんまの特殊な事情でないとあかんはずですわ。でないと、ほんならもうけたらもうけたので返してくださいと、もうけた分は返してくれるんですか。もうけてないと思いますよ。事情わかってますけど、指定管理者制度だけのことを言うとするんですよ、僕は。だから、その辺の見解もう一回聞かせてほしい。

その二点お願いします。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）一点目のご質問に対してお答えします。

この予算が通らなかつたらどのような影響が出るかということに対してお答えしたいと思います。国民宿舎特別会計の予算の大半は、過去に宿舎の改修を行ったときの市において借り上げた起債の償還額がほとんどでございます。今回の20年度の補正後の予算の額にいたしましても、約90%を超えるのが起債の償還額でございます。今回、宿舎の経営状況の悪化から使用料収入が予算どおりに納入されないということになりますと、市が借り上げた起債の償還ができないことになります。

起債の償還につきましては、必ず償還期限までに納付しなければなりません。もし、その償還ができないとなれば、当然、遅延金を支払うということにもなるんですけれども、それと、国の指導。財政融資資金を借りてますので、国の指導を受けるということになります。それ以上に、財政融資資金を管理している国、それから縁故資金をうちが借りている市中銀行、金融機関ですね。金融機関からの信用というものが全くなると。

個人の方でも一緒だと思うんですけれども、

個人の方が借金をされていまして、その償還が滞った後に、また銀行へ借金を頼みに行っても貸してもらえないというのと一緒でございます。地方公共団体でも償還が滞ったら、次からは起債の発行をできない。引き受け手がなくなるということになるおそれがあります。

また、引き受けてもらったとしても、金融機関は今後も償還が遅れるとか返してもらえないとかという事態を、というリスクを負うわけでございまして、当然そうなりますと、借り入れの利率を上げてきたり、そういうこともつながっていくということにもなります。

最悪のことを考えて、もしその引き受け手がなくなるとなれば、これは平成21年度以降の、これは一般会計だけの問題じゃなしに、全会計の投資的経費について、投資的事業について、ほとんど執行ができないということになります。その影響たるものは1年だけじゃなしに今後ずっと続きますので、一旦信用を失いますと今後ずっと続きますので、市としては何百億というような数字の影響額が出てくる可能性がございます。

今、経済状況非常に悪い中で、世界恐慌とかという言葉も出されるわけでございますけれども、世界恐慌よりも先に市内恐慌が始まるという結果にもなる可能性もあります。

したがって、どうしても起債償還額は決められた償還期限までに支払う必要がございます。今回、最悪のことを考えて一般会計で繰り出すことといたしましたので、議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）先ほどの市の責任と、それから指定管理のことでございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、見通しの甘さという点では市の責任があったと思っております。

それから、指定管理ですが、指定管理は、条例上市がやらなければならない事業を市にかわって民間も含めてやっていただくということだと考えております。そういった中で、この指定管理料につきましては、建物の改修費に使用いたしました起債の額でございます。

仮に、この繰り入れがなかったと仮定した場合、経営破綻というのは間違いないだろう。今でも債務超過になりまして起こしております、金融機関から借金ができないという状況でございます。そんな状況の中で、使用料をいただかないとなりますと、指定管理の協定の中でうたわれております契約解除の問題が出てきます。そうなってきた場合、契約解除した場合、どうなっていくかと申しますと、約40人の従業員の方々の職が奪われると、そういうふうなことになると思います。また、一般債権者の問題も上がってきます。

そういったことを防ぐために、また、半額を減額することによりまして、あとの半額はいただけると。それで2年間続けていただいて閉鎖をしていく、こういうことが一番大事じゃないかと私は考えております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）私、今、課長と部長の発言聞いておまして、何も経営のことなんてわかってないなど。半額もらえないから半額を負担するなんて、そんなやり方なんてね、経営からいったら言語道断なんです。だめなものを早くやめる。23年まであと2年で、そういうこと言って、まだ大事な税金をまた突っ込んでいかなあかんでしょう。

そして、今、橋本市が第一の問題じゃないですけど、この紀伊見荘にも及ぶと思われる新しいホテルの建設。宿泊わかりますね、ルートイン。ここができたらとどめ刺されるようなものですわ。これが年内にも完成するんでしょう。それだったら、私だったら、そ

ういうふうな地域でそういう大きなホテルができるのであれば、紀伊見荘で働いている方がいらっしゃって、ルートインで働きたいという方は優先的に早く紀伊見荘の決断を下してそっちへ移行していただくような話し合いを持っていく。行政のほうでやっていただくという方法もありますね。いつまでもずるずる、そういう就職のチャンスを逃すような。

なぜいろんな形の橋本市がやろうとしている大きなランドデザインの中で宿泊施設を考えてしたときに、いろんな方法があるじゃないかということをお前は言うてるんです。その辺も考えながら私は進めていっていただきたいなと思うんですよ。早く決断をする。

それで、先ほど財政課長一つ言いましたのは、個人さんに借金が滞れば信用を失って次は貸してくれないでしょうという話ありましたが、確かにそういう部分もありますけども、本人が借金滞ろうが何しようが、担保物件と保証人さえしっかりしとったらお金は出るんですよ。借金なかっても、普通の人間が金借りに行けば、私らみたいな零細企業でもそうですけども、電気屋でもそうですけども、今100万円の金が出ないんですよ。言うてる意味わかりますか。借金滞らんでも、何せんでも、資金のないじゃないけど、担保とか保証人がなかったら100万円の金も出ないんですよ。何もブラックリストにも載ってないですよ。

そういうふうな現状の中でね、そういう例を挙げて、本当にあたかも橋本市7万人の人口があるその中で、これから何十億、何百億のそういうふうな被害が出るような、そういうふうな考え方は僕は少し間違った考え方じゃないかなと思っております。

ですから、本当にそういうことも考えながらこの紀伊見荘の経営というものを、やはりどこかで終止符を打たなあかん部分があると

思うんで、その辺のことを一生懸命考えてほしいんですけども、していったらほしいんですけども。

そして、あと、半額と言ってましたよね。半額どこまで、入浴とかすべてありますね。どこまでの半額負担をするのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）この半額でございますが、これにつきましては、使用料の半額でございます。使用料につきましては、1,433万1,230円でございます。このうち、起債返済分と、それから250万円の基金積み立てでございます。

それと、もう一つルートインの話でございますが、確かにルートインの今年の暮れに完成するというのを聞いております。いかに国民宿舎にとっては大きな痛手だろうと考えております。ただ、国民宿舎のほうから、経営の改善計画が提出されておまして、今ご審議いただいております使用料の減額をしていただければ、21年、22年と好転するというふうな資料もいただいております。それから、経費節減でございますが、人件費の節減、それから保守管理費の節減。人件費につきましては、時間外の圧縮、それから宿直勤務の見直し、人員削減、それから附帯設備の節減及び休止と、それから食材料の仕入れの検討、いろいろ検討いただいて、経営改善計画を提出していただいております。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）先ほど、平林議員の中で、あたかも何か大げさに言っているというようにとられたと思うんですけど、これは個人の方よりも公の公共団体が償還額を遅延することは非常に公の機関として、個人よりもその信用を失うということになります。

したがって、財政融資資金の償還が滞

るということになれば、国のほうからは翌年度以降財政融資資金の引き受けをしてくれないと、制裁措置として引き受けないということにつながる可能性が大でございます。そうなったら、非常な大変な事態になるということをご説明させていただいたわけですので、ご理解をお願いします。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）課長のおっしゃる意味もよくわかるんですよ。例えば、だから先ほど例に挙げた部分の中で、皆さんもそうでしょうという中で、そういうことはないですよということを私は言ってるだけで、それは国がどういうふうな手を打ってくるのか、私はその辺のプロじゃないですから、財政課長がよくわかっていると思います。しかし、こういう事態も含めて、財政課長に頑張っていたで、そういうことがないようにやっていただきたいということです。

それとあと部長、改善計画なんですけども、私が自分で商売やっているんなところも見ながらやってますけども、やはり改善計画の中でやはり、ものを下げてきたり、質を落としたら、客は絶対離れますのでね。やはり、食品でも早う言ったら、よそにはない1万5,000円か2万円だという豪華なものをやっぱりPRするようになるような特殊なものがあれば、そのところは救われますけども、ただ金額を下げたから改善ができたところは私の知る限り1軒もございませんので、その辺のことをしっかり改善計画見ながら、これからの先しっかり読んで、対応してってください。要望で結構です。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）先ほどから、同僚議員からも質問がございましたが、ちょっと見解の相違もあるように思います。私はこれ、紀伊見荘の経営については12月の議会で廃止を

含めて検討せよということで一般質問してみました。これ調査すると、やっぱり無理があったんです、これ。こういう結果になったのはね。なぜかという、この紀伊見荘の経営に関しては、本来はあそこを整理して、民間に貸与するとか、地元の人に貸与するという家賃方式でよかったんですけども、ところがあそこは債務負担行為というものがあって、年間140万円ずつ返還していかなきゃならんから、これを地元の受け皿として、これを引き継いでやっていただけますかというのが条件。

本来、この経営内容を見たら、実際売り上げ、昨年度1億7,000万円ほどかな。ほいで、その中で人件費が金額が40%近く。これ資料持ってたんだけど、今ないんですけども、人件費が40%近く、超えとるのかな。最初から、これ売り上げと人件費と全部計算したら、これは経営が成り立つことない。これは一つは、それを引き継いだ受け皿、根古川の人も、これは一つは間違いが生じておるということ。

そんな中で、私はこれではいくらやっても、赤字が増えていくやろうと。早く決断したほうがいいんじゃないかと。債務負担行為が本来はあそこで切っても、やっぱり市が払わないかん、借金としてな。そうでしょう。財政課長かな。いわゆる債務負担行為は、受け皿というところがつぶれたとしても、これは市が責任あるわけですか。これはちょっと見解言ってよ。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）起債の話だと思えますので、当然市が借り上げている起債でございまして、国民宿舎が今後廃館になろうが休館になろうが、どうかわかりませんが、市債への償還だけはずっと市がやっていかなければならないということになります。

○議長（中上良隆君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）そんな中で私は、どっ

ちもやっぱり返還もできなかった。それで、指定管理者も大きな赤字を抱えてはいかんということで、そういうことで早く結論出さないということになったので、債務負担行為は半額にしても、あと2年間で1年分の1,400万円返ってくるわけですか。今やめるともっとやっぱりかかるわけです。

ですから、本来のこういうような、こういうたぐいのものは指定管理者、到底無理な話。これを無理を承知でやった結果がこういうことなので、そういうことで誤解を招きやすいのは、普通の本来家賃で、月家賃で何ぼで貸してあげましょうということで家賃が滞るという話でないので、そこらあたりが指定管理者が難しいところで。早く私は、そういう紀伊見荘の、根古川の組合さんも負担を少なくして、そして従業員の方々も次の就職をやっぱり何とか市のほうでも考えてあげて、整理したほうがよろしいんじゃないですか。こういう質問でありましたので。

これからやっぱり、これやっぱり市もミス。指定管理者の受けたとも甘さがあったわけです。こういうことなので、指定管理者の設定する場合は、よほどでなければ、二度とこんなことのないように。我々は税金のお金をやっぱり使っている以上は、判断の甘さという、こんなことは許されへんよ、ほんまに。それはやっぱり、もっと職員もそういう経営学というものをきちっとね。素人は絶対手を出したらあかん、こういうのは。そのことを申し上げて、そういうことについては、私はいたし方なかったと。両方については、ミスはやっぱりきちっとね、経済部長認めておるということで、今後の警鐘として、指定管理者設定するときはよほど気をつけないと、こういうことはまた起こりますよ。それだけ言うて。

以上です。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）廃止に向かって検討に入っているというお話なんですけども、2年ぐらい先という話なんですけども、その廃止された場合にだれがどのような、債務について負担を負うのか、その責任はどこにあるのかという見通しというか、お願いします。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）仮にじゃなしに、2年後には廃止するという事で協議に入らせていただきまして、根古川の協会のほうも一定の理解はしてくれております。そんな中で、債務のことになります。起債については当然市のほうが支払いをしなければならない。それから、あとの借入金とかそういうことにつきましては、債権者の問題につきましては、根古川の協会の問題でございますので、協会のほうできちっとしていただくということになります。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）だいたい金額にしたらどんなもんですか、見通しとして。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）決算でございます。市でございますが、この平成21年の4月現在で言わせていただきます。仮に21年だとしますと、元金で9,284万3,000円でございます。これは元金でございますので、そこへ利息がついてくると思います。

○議長（中上良隆君）答弁もれ指摘してください。

○4番（松浦健次君）答弁もれ。元金に利息どれぐらいつくんですか。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）後ほど、ご答弁させていただきます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）先ほど24番議員も言わ

れたんですけれども、ここが18年、19年やはり赤字決算を打っておるという中で、当然その使用料があまりにも高過ぎるということをややはり行政としても判断をしてやらんと、そうでしょう。まあ言うたら、むちゃくちゃなあれですわ、使用料ですわ。売り上げから比較していくと。そやから、これもともと起債を返さなあかんということで、償還でこの金額を決めていっておるから、向こうの経営状況とかいろんな状況を加味した中で、言うたら賃料を決めていかなあかんやつを、起債という頭があって、それを割って使って使用料を決めておるから、こういう問題が発生してくるわけやしな。

もうけてるときはええんやで。ええけども、やはり18年、19年と赤字決算を打っているのに、この1,400万というのは、そういう起債に合わせた使用料を徴収するということが、そもそも基本的に間違いなのや。そうでしょう。その時点できちとここの賃料といいますか、使用料は適正に計算をして、それを決めていってやると。そやから、こういう途中で補正を打って、補わんなんことのないように、当初からやっぱりきちと計画を持って賃料変更をして、やっていくというのが行政の仕事でしょう。

そやから、僕いつも思っておったんやけど、国民宿舎のこれ上がってますけども、経営状況を我々議員全く把握してない。把握するような資料が全く出てない。そうでしょう。そしたら、我々もわかって、このような賃料では高いよと、使用料高いんでどないかせいよという話になりますやん。そうでしょう。そやけど、そういう資料、僕議員にならしてもらってから、いつも思ってたけど、全く資料出てこない。昔からでしょう。もっと昔からという話なんでね。だから、そういうものをきちと出して、みんなが理解して、そうし

たら、こんな無謀な使用料というのは考えられへんわけですね。そうでしょう。

そういうことをやっぱり、行政ちゃんとしていかんと、結局あそこがまあ言うたら破綻してしまうと、22年度でもうやめるための検討しとるとということやけど、経営ずっとしてもうとったら、たとえ200万円でも300万円でも家賃入ってくるわけです。そうでしょう。今回でも半額、1,400万円のうちの700万円入ってきてとるわけでしょう。ほんなら、700万円で借金の返済できておるわけですね。そうでしょう。

これやめてしもたら、全くゼロになってしまったら、市が九千何万の起債を返していかなあかん。そうでしょう。経営やってもらっておったら、年間200万円でも300万円でも返せるわけですやん。そうでしょう。そやから、もうちょっとその辺考えて、適正家賃をやっぱりきちっと出して、きちっと収支報告をしていただいて、もうけたときにはもう少しお願いしますとかいろんな方法もあるんだから、もっと臨機応変に考えてやっていかんと、だめやと思うんでね。

それと、今後経営状況がよくなる状況はあまりないですね。市の企業誘致の関係でルートインができると、当然影響を受けますよ。いかに経営努力しても、影響受けるのはもうわかってますね。それは市長の政策の中で、企業誘致の中でやってきて、そっちはそっちでいいことやし、そしたらその影響を受ける、市がいろいろ出資してるその国民宿舎をどないしていくんだと、どういうふうに守ってやってやるんかということも考えてやらんと、そうでしょう。

そこらも含めた中で、もっときちっと市と指定管理者と議論した中で、適正な賃料をはじき出して、やっていく。経営改善もやっていく。経営改善計画も出とるんやから。そし

たら、経営改善計画出てきて、経営が好転していったら、それでもやめるんですか。地元の方が理解できておるのかどうか、その辺。もう2年でやめるということを理解されとるのやったらいいですよ。あそこはやっぱり地域の人の雇用の問題とか地域の活性化にいろいろ寄与しとるわけやから、その辺も考えた中で継続できるのであれば継続して経営を建て直していくというぐらいの、強い指導力を出してやらんと、そうでしょう。

そやから、どういう見通しなのかわからんけども、見通しやっぱりきちっと立てて、たとえ今、この半額にして、20年度は大変やったので半額にしてるけども、最低でも700万円からの起債返還の費用が出てくるんやからね。その辺も考えていかんと、何でもかんでもやめてしもたら、その分また市が起債返還せなあかんのでしょ。そやから、ちょっとでも市にとってプラスになる、地域にもプラスになるような方法を考えていってやらんと、大分あると思うので、ちょっとその辺答弁ください。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）現在、協会さんのほうと23年の3月に向けまして廃止の協議に入っておるわけでございますが、これも一定ご理解をさせていただいております。

そんな中で、経営状態が好転したらということでございますが、平成23年度に向かいまして、今後市としてどのような使用方法が一番いいのか、根古川さんのほうのことも考慮しながら選択肢に入れながら、いろいろ考えて、さまざまなことを考えていきたいというように思っております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）一銭も入ってこないんやったら、それはやめたらいいと思いますよ。そやけど、それなりにやっぱり賃料が入って

くるんだったら、市民が結構利用しとるんですよね。うちなんかでも、区で利用したり、だんじり協議会で利用したり、おふろ入りに行っ、お年寄りの楽しみでふろ入りにいってる人もあるしね。市民はやっぱりそれなりに利用を最近はしとると思うんですよ。

そやから、その辺のプラスアルファもありますんでね。全く市が、すべて起債も全部市が毎年払っていかなあかんという状況になるんであれば、大がかりな工事もせないかんと、完全に建屋もどないもこないもならんと、耐震の問題も含めてどないもこないもならんと。さらに投資が必要であるとか、市へ収益、いっつも家賃が入ってこないというのであれば、それはもう当然廃止もやむを得ないですけどね。

そやから、そういうことも踏まえた中で、十分地元と協議して、結論を出してください。お願いしときます。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）今、ちょっと利息を計算しました。平成21年の3月末の償還を終わった後の利息分でございますけども、利息分だけで944万7,082円になろうかと思います。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○4番（松浦健次君）責任はだれがどのようにとるんですかということはまだ答弁もらってないんですけども。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）責任という問題でございますが、まだ指定管理が終わったわけではございませんので、まだ今現在進行中でございますので、その答弁はできないかなと思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）関連ですけども、問題は指定管理者制度で今やってますよね。今、辻本議員さんも言われてましたけども、要するに指定管理者制度そのものを見直すというか、続けていってもらおうと思えば、今のこの指定管理者制度のもとでは、結局借金も含まんだ。ほんで、1カ月100万円ほどの家賃になってるねやろ、計算したら。そんなもの成り立つことあれへんわ。経営者として。

そのことを、そういう契約をしたことについてのいきさつというのはわかりませんが、今の現状であれだけ老朽化した施設で、新しければそれはともかくとして、40年も50年もたってお客さんを、何ぼ経営努力したって、やっぱり、僕も施設見に行ってきましたけど、例えばクーラーなんかでも、一括したクーラーやさかいに、どの部屋もこの部屋もみなかかってしまう。機械動かさなならん。そういうふうなやつでも、結局施設の老朽化ということで、要らん管理が要つとると。要ってますわ。

普通のいうたら部屋で、家庭用の例えばクーラーでも各家庭へ入れていくとか。そういう市の施設で、そういうのをとめてしまって、例えば10部屋あったら10部屋、各部屋でつけられるようなそういう改善をすとかということやっていけばいいけども、管理運営をしていくことを思ったら、施設の要するに老朽化に基づいて、やっぱり。そういう面も、もちろん人件費もあるんやけども。そういうものもちゃんとやっぱり経営者との、市が指定管理しとるんやけども、あと2年間やっぱりやってもらおうと思えば、そういう面もやっぱり一方ではやっていくと。

それで、経営努力をして改善をしてお客さんにやっぱり一人でも多くルートイン以外のよさがありますと。例えば、そういう環境面とか、そういう春、秋。テニスコートもある

しするので、そういうふうにはちゃんとやっていけば、僕は弁護士さんのグループでテニスコートを8面か10面貸してほしいのでというとき、あそこ借り上げというか、なんや予約してあげたこともあるんやけど、ものすごい自然でいいよと。そういう文化人として、ものすごいよさがあるというところもあるんですよ。

橋本市が今まで何十年とやってきた、紀伊見荘というのは、やっぱりかなり名も通ってますわ。ただ、それはみんなやっぱり努力してやっていけば、やっていけんことない。その中身としての経営者と市との間で、やっぱり月100万円というのは、そんな家賃で、到底、あの古い場所ではだれがやってもあかんと思います。

そういう面でやっぱり、担当部長がやっぱりちゃんと経営者との話詰めて、例えばあと2年間やってもらおうと思えば、そういう施設の整備も含めて、やっぱりもう2年でやめるのやったら、そんなもんしっかり力入れんわ。だから、黒字にでもするぐらいの、するためには市がどない支援したらいいかという、もっと夢というか、前向きに物事を考えていくことも大事やと思う。しまうのはいつでもしまえるのでね。

5年契約で残っておる期間をやっぱり努力してもうて、やっぱりできるだけ経営をうまくやっていけるような、そういう今、辻本議員も言われたように、やっぱり家賃の見直しもして、それでやっぱりしていくということにしていかんことには、やっぱりこの問題はいつとて出てくるよ。ちゃんとそういうことをやっていただきたい。

設備等々についても、いっぺん見直しを、見直しというか、古いところは改善できるところはして、やっぱりやっていくという方法も考えていかならんと思うので、その点ど

うですか。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（山本重男君）確かに指定管理期間があと2年でございますので、そのときまで設備等、建物は老朽化しておりますけれども、修理しなければいけないところは、根古川さんとも協議しながら、やっていきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）それが一つ、一点気になるのは、もちろん市としては借金返しせなあかんというのはわかるんだけど、このままの状態であって、要するにまた指定管理をされとる相手側ですな、組合か、それがまた逆に赤字が膨れ上がってくると、借金が。しもたときに、えらい借金、市も持ったよ。指定管理者でしとる経営者もものすごい借金、赤字が増えてきたよというふうなことになるので、やっぱりかえって大変なことになるので、そういうことにならんように、できるだけ何十年とやってきた市もやっぱりそういう経営を任せたといい中身として、やっぱりもうちょっと経営状態をうまくいけるように、家賃も下げてあげて、一般財源から持ち出ししてもあないがな、これ。そういう形でやっぱり経営を、契約そのものを変えなあかんかわかんけど、どんな契約になつとるかわかんけど、そういうことも考えてやっていただきたいなと思います。

市長、どうですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）井上議員の質問にお答えしたいと思います。

本当にこの伝統のあるといいいますか、紀伊見荘の問題。これ今降ってわいてきたような問題と違うんですね。十数年前からずっと大改造して、1億5,000万円か2億円ほどもつ

と入れたその起債がずっと滞っておるという中で、今二、三年でどうやこうやという問題と違うんです。非常に老朽化しているというのがまず第一点。非常に内容、料理長の変更等々で今内容も熟らせていただいていますけども、私らも職員にも督励をして、精いっぱい使えるだけ利用したってくれよということはお願ひしておるわけけども、なかなか1億円近い起債を棚上げしてしまって、そうしてきれいな形でやっておくれよとなったら、これはなかなかそこらあたりがまだ結論が出てないわけけども。

ただ、私が心配しておるのは、老朽しておるというようなこと、そして経済環境がここいっぺんで速やかに回復しないという問題。そういう点もあるし、根古川のマスの問題、これも廃止されてしまったという問題もいろいろ絡みまして、やはり私の考えとしては、やはり国民宿舎という看板は私はこれも地元あることやから、指定管理者制度の中で話し合いをしていかないかんけども、看板はおろす時期がもう来たなど。そして、あとはうまく話し合いの中で地元でひとつ運用をしていただくとか、これ一番はやっぱり地元です。それをようせんというんだったら、ほかの方法もいろいろ考えていかなければならないと思うわけでございます。

ただ、橋本市内には、ああいう施設というのは、ルートインやあんなんは、あれは泊まるだけやから、そんな宴会したりそういう施設と違いますから、地域のよりどころなのか、これは非常に市としても忘れてはならないものだと思うんです。この責任は、これは市も、今日までの、今降ってわいた問題と違うんですね。10年から前の起債がずっとあるわけだ。

そういうことですけども、非常に経営は難しいということでもありますので、多くの皆さ

んのご意見も聞かせていただきました。さらに、また別の皆さんともこの問題の善処方の全員協議会等々持って、やはりみんながよかったな、地元もよかったなと言えるような方向をきちっと、まだ2年先にはやめますとか、もう来年やめますとかは決定しておりませんので、できるだけひとつ温かく見守っていただいて、本当に橋本市の唯一の施設であるから、こうも私考えておりますので、地元とも今後話を詰めながら、また皆さんとも相談をさせていただいて、一番効果的な方法に向けて進めてまいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）違うことをお聞きします。

43ページのところで、市長が常々おっしゃっていますごみの減量化に対するこの問題で、生ごみ処理機の購入補助金の増額437万1,000円、これは当初の予算で割りましたら140台分ぐらいになるんですけども、間違ったら指摘してください。市長は常々ごみの減量化に市民の方に協力をいただくということで、当初からこの点については大変取り組みをしていただいているように私どもも理解しているんですけども、これは予想外の購入者に対しての措置であるのか、それとも当初の計画がそこそここれぐらいやったら買ってくれるやろう、補助するやろうということで組んでいて、増額していただくのは大変市民の方にもいいことなんですけども、これが執行できなかったら、140台というのは待っておられるのか、そこら辺もちょっと聞きたいんですけど。どういうふうなあれで措置をされたんですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）生ごみ処理機購入費補助金437万1,000円の増額補正要求ですけども、当初予算では700万円をお認めいただきまして、既に20年度分では220台を購入いただ

いて、補助をさせていただいておりますが、ごみの減量化に衛生自治会が中心となって取り組んでいただいた結果、市内で20年度末現在、42地区で週1回の収集にご協力いただいております。

そういうことで、今年に入りまして1月、2月、3月、東家地区、それから吉原、応其地区、それから矢倉脇地区と、週1回収集にご協力いただきました中で、その地域の中で生ごみ処理機購入の要望があったわけですが、既に当初予算の700万円の中で220台を補助しておりまして、もう予算がありませんでした。それで待っていただいている状況という格好で、127台分の予約と言ったらおかしいんですけども、週1回収集の地区、先ほど申しあげました東家、吉原、応其、矢倉脇地区からご要望のある127台分を補助させていただくための予算要求をさせていただいております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）内容はわかりました。ただ、これずっとごみの減量化で言って、私もこれ議員になって11年のとき、一番最初に質問させていただいて、当局は旧橋本市のときにはすぐさま平成12年に採用していただいて1,000台、2,000台近くになってるかもわかりませんが、今のごみの減量化につながっていると思います。

午前中の中でも、1,700tぐらいですか、今減量されているというふうに聞いてまして、市長の常々言われているごみの減量化については、市民の方に大変ご協力いただいているので、当初のいろんなところで啓発をされておる中で、700万円、220台分しか予算組みができなかったと。これは、言ってることと、逆にこれ、それこそ500台ぐらいを用意しとって減額補正するぐらいやったらまだいいんですけど、これプラスしてやっていかないかん

て、そういう状態というのは当初、700万円しかないということで、今待っていただいております。もう予約して。これもっとほかから出てきたらどうするんですか、これ。

それが一つと、やっぱり言ってる、これ広域になってくると、ごみの搬入量にものすごく左右されて、当然生ごみというのは水を含んでますから処理に関してはすごいかかりますよね。だいたい一人当たり1日1.4kgと言われてますし、そういう家庭ではかなり出てますね。水切らなあかんですよね、あれ。そやけど、生ごみ処理するときには、きっちりとしたそういう処理機を使ってやっていただいておりますので、本来市民が協力しようとするのに予算が足りないからというようなことで不細工なようなそういう予算組みというのは僕はあまりいいことではないのかなと思いました。

これやっぱり次の次年度にものすごく関係してくるので、僕は質問させてもらったんですけどね。ほかの地区の人こういうことが、これ先ほど市長が週1回というふうなことも言われてましたし、当然これ出てきますわ。そういうようなときに、予算組みもやっぱり考えていっていただかんといかんと思うので、これ当初の700万円で、こんなんどの程度までこれ協力していただいているのかなと考えていたんですかね。そこら辺僕、不審でかなわんですわ。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）20年度当初予算の700万円というのは、前年度からの実績で想定した台数で予算要求を上げていただいております。

それから、これから待っていただいている120台以外に出てきたらどうするのかというご指摘もございましたけど、それについては事情を説明して、新年度当初予算のほうで補

助させていただきたいというふうな話もしております。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）答弁もれですか。簡単に指摘してください。

○21番（上久保 修君）答弁もれ。さっきからちょっと言いましたね。そんなような予算組みをしとったのかということ聞いておるんですよ。当初の700台、それはわかりますけども、いろんな啓発をやったり、市長がみずから先頭切って言うことで、そんな程度の予算しか組めなかったのかなと、どんな計算しとったのかということ聞いてるんです、私。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）先ほども申し上げましたように、前年度実績で予想を立てまして、当初予算を計上させていただいて認めていただいたんですけども、言うてることとしてることが違うやないかというのじゃなしに、それはそれで片方で衛生自治会を中心に積極的に生ごみの減量、週1を働きかけまして一生懸命取り組んでいただいた結果が、ええ方向に出ると私どもは理解しておりますので、700万円の見通しが甘かったというふうなご指摘はちょっといかなものかなと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成20年度橋本市一般会計補正予算（第10号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案のとおり可決されました。

この際、40分まで休憩いたします。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時41分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第15 議案第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中上良隆君）日程第15 議案第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）9ページです。基金繰入金で2億7,800万円余り補正になっているんですけども、この3月末で基金の残額といますか、残りはいくらになるのでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今のところですが、2億7,878万2,000円になっております。

○議長（中上良隆君）間違いないですか。

○健康福祉部長（森本健二君）済みません、ちょっと時間いただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）暫時休憩します。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時43分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）大変申しわけございませんでした。

3月末現在で、2億9,294万7,936円となっております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 議案第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算

（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案のとおり可決されました。

日程第16 議案第3号 平成20年度橋本市
簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（中上良隆君）日程第16 議案第3号 平成20年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成20年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第4号 平成20年度橋本市
国民宿舎特別会計補正予算(第
1号)について

○議長(中上良隆君) 日程第17 議案第4号
平成20年度橋本市国民宿舎特別会計補正予算
(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行
います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第4号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成20年度橋本市国
民宿舎特別会計補正予算(第1号)について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第18 議案第5号 平成20年度橋本市
住宅新築資金等貸付事業特別会
計補正予算(第2号)について

○議長(中上良隆君) 日程第18 議案第5号
平成20年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特
別会計補正予算(第2号)について を議題
といたします。

これより質疑を行います。全般について行
います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第5号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成20年度橋本市住
宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第
2号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

**日程第19 議案第6号 平成20年度橋本市
老人保健特別会計補正予算（第
3号）について**

○議長（中上良隆君）日程第19 議案第6号
平成20年度橋本市老人保健特別会計補正予算
（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行
います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第6号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成20年度橋本市老
人保健特別会計補正予算（第3号）について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

**日程第20 議案第7号 平成20年度橋本市
公共下水道事業特別会計補正予
算（第3号）について**

○議長（中上良隆君）日程第20 議案第7号
平成20年度橋本市公共下水道事業特別会計補
正予算（第3号）について を議題といたし
ます。

これより質疑を行います。全般について行
います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第7号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成20年度橋本市公
共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

**日程第21 議案第8号 平成20年度橋本市
駐車場事業特別会計補正予算
（第1号）について**

○議長（中上良隆君）日程第21 議案第8号
平成20年度橋本市駐車場事業特別会計補正予

算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成20年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第9号 平成20年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(中上良隆君) 日程第22 議案第9号 平成20年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 平成20年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第10号 平成20年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(中上良隆君) 日程第23 議案第10号 平成20年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 平成20年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第11号 平成20年度橋本市
土地区画整理事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（中上良隆君）日程第24 議案第11号 平成20年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）減額で1億1,500円余り

になっておるんですけども、その理由と進捗状況、この説明をお願いします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）主な大きな減額の理由としまして、まず、委託料の絡みでございます。委託料につきましても、約924万8,000円の減額をしております。これは3ゾーンの事業構成変更によりまして4ゾーンの移転物件調査の延期によりましての減額等になっております。

なお、事業計画、実施計画等の作成委託料につきまして、約406万5,000円、紀の川ゾーンの工事計画委託の請負差でございます。

なお、補償金、特に大きな補償金でございますが、約4,270万円という補償対応物件の見直し。

どうも申しわけございません。22節の補償金ということで、4,970万円ということで、これはまず事業見直しによりまして補償対象物件の変更になったことによる減額でございます。

続きまして、まちづくり交付金事業、その補償費等4,270万円につきましても、補償対応物件の見直し、当初6件等の見直しでございます。当初に比べ補償が減額となっております。

なお、進捗状況につきましては、平成24年をめどにいたしまして、この第1ゾーンの一応完了に向けて施工しております。全体事業費からの進捗率につきまして、すぐ出しますのでちょっとお待ちください。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君、進捗率については後でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）この区画整理事業については、先日もちょっと一言だけ触れさせて

いただいているんですけども、全市、高野口の人も城山の人も皆さん、一軒一軒から毎年毎年2万円から3万円のお金をちょうだいしながら進めている事業です。これはずっと前から、私は中止、見直しを言うて、見直しをしていただいたんですけども、言うてみますと、泥沼化した日中戦線からどない足抜くかということをもう考えんとしゃあない事態になってるんじゃないですかということなんです。

市長は聞くところによると、これは前市長の意思を引き継いで、何としてもやり遂げなあかと当初おっしゃられていたようです。その心意気はいいんですけども、現実の話としてこれはいかがやろうと。しかも、僕、この区画整理事業について、前にもこの議場でもまち壊し事業という言葉を使わせていただいたことがありますけど、現実、そないなってます。

高齢化が大変進んでおりまして、今、仮住のほうにお住まいいただいている方も生きている間に戻ってこれるかどうかわからないと。私らも年いってきて、これまた壊されてよそへ行って、まだ戻ってくるって、本当にどないなるんやおっしゃられているんです。現実なんです。まち壊し、人壊し事業ですね。

市長さんは何としてもやり遂げなあかということと言っておられるんですけども、本当にこの事業をやるのが、本当に私北村市長にも申し上げましたけど、ほかの事業すべてとめてやるんやというぐらいの気持ちでないとできないということを申し上げました。その気持ちもなしに続けてきているわけですけども、市長さん、この事業、本当に決断といいますか、ずるずると泥沼に足をとられてやっていっておるわけですけど、どないされるおつもりですか。ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中西議員の区画整理事業の問題でございますが、本当に厳しい財政状況の中で苦慮しておるのは確かであります。しかし、今のところ私としては、古佐田橋本線の都市計画道路、これはやっぱり橋本全域にかけての位置づけから、やはりこの道路は一日も早く開通させなければならぬという基本的な考えを持っておるわけでありまして、その立ち退きを、交渉に入っておるわけでありまして、

そうしてまた御殿ゾーンにつきましてももう買収が残りわずかになってまいりました。そして、紀の川ゾーンは、今国交省で護岸工事が10億円かけてほしい今年度で終わるわけでありまして、したがって、紀の川ゾーンのあの区域を手をつけないと、やはり24号線を公管金によって拡幅していくということ、橋本市の市街地は道路が非常に狭いものですから、24号線。これを8mを16mにということ、ここ3年以内に仕上げるとということ、こういうただのまちの中の家をいろいろさわっていくということも大事であるんですが、主体性はしっかりとした都市基盤整備ですね。道路。道路交通体系、これをやはり仕上げるとは、周辺の皆さんの駅への通行だとか、すべてにわたっての利便性、交通事故防止も含めて、ここ二、三年はそういうことを主体にやっぱりやっていかざるを得ないなと考えているわけございまして、それに係る立ち退きはこれはもう営々とやらなければならない。その後についての、休止区域等々については、また議会の皆さんとも相談しながら、財政の見通しの上で合否を決めてまいりたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）建設部長、先ほどの答

弁もれ。

○建設部長(樽井豪男君)失礼いたしました。進捗状況につきましては、金額ベースにつきまして、42.5%でございます。

なお、先ほど私の発言の中で、たしか第1ゾーンという言い方しております、一応先行区域の誤りでございますので、訂正させていただきます。

○議長(中上良隆君)ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番(中西峰雄君)御殿ゾーンと、それから、紀の川の地区はやっていくということなんですけども、この区画整理事業につきましては大変複雑な事業でして、駅前の換地の部分があるわけですね。この部分も置いておいて、後々これ、今の計画のところをやってからまた後ほど考えますということではないんだろうと、私は思うんです。置いておいて、それをまた先で考えるという問題ではなからうと。この全体の計画をどこでどうやって始末をつけるのか。もうできないことは間違いないでしょう、この全部ね。ということは間違いないです。

できないことは間違いないんですけども、どこでどうやって線を引いて、そして、泥沼化している日中戦線から足を抜くのかということを考えないと。考えないでおこうということは先送りしとるだけです。真剣に、我々議会も入って、当局も入って、これを本当にどうやって、まちのためにいい終着点を見出すのかということ、先の話にするのじゃなくて、今もう考えんといかんと私は思うんですが、市長いかがですか。

○議長(中上良隆君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君)まず、駅前絡みの休止ゾーンにつきましては、これも昨年議員からいろんなご質問がある中で、特にこの休止区域につきましては、平成21年度から検

討を行い、平成24年度に整備方針を出す予定であります。検討時の財政状況によっては中止の可能性もあるということで発表しております。この駅前の形につきましては、今後見直しができる、また地元との話し合いの中で、その中で、平成24年には決定したいと考えております。

○議長(中上良隆君)12番 辻本君。

○12番(辻本 勉君)私、以前にも質問させていただいたんですけども、そのときも駅前の事務所にも行かせていただいて、いろいろ担当ないし所長と話をさせてもらったんですが、この開発の中で古佐田橋本線、あの大きな道路、これをやっぱり早期に完成していくということが一番大事ななと思っています。

いつも見てるんですけども、なかなか進まない。これどこに原因があるかといいますと、1軒、借家人さんとの交渉がスムーズにいったいないということだと思っております。これがスムーズにいけば、ある程度一気にあの辺の開発といいますか、整理ができると思っております。開発事務所にいきましても、なかなか進まない。本人さんも感情的になられているし、なかなか進まない。今は冷却期間を置いてるということなんです。そういう悠長なことを言うておっていいのかなという気もするし、担当レベルでらちが明かんであれば、行政のトップが行ってどないかしよかと、もうそれしか僕、手はないと思っております。ほかの人が何ぼ行っても、言うこと聞いてくれへん、話にならないという状況でとまっていますのでね。

市長、最終的に、わしでも行って話つけたらかと、そういう気構えあるのかどうか、今のままでほっとけば、何ぼでもずるずるいくと思っております。そこさえスムーズにいけば、古佐田橋本線びしっと整備できましたら、一気にあの辺がきれいになってしまうというの

かな。あの開発も一気に進んでいくのかなと思いますので、その辺市長、情報も入っていると思うんですけども、市長どういうお考えされとるのか。担当に任しとくということは大事なことなんですけども、どうしても明かなんだら、それぐらいやっぱりやっていただきたいなと思うんですけど。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ただ今の辻本議員の質問でございますけれども、私も去年の夏の8月の地元のまちづくり協議会ですか、その席でも大分申し上げたんですが、皆さんの総意でこれをやろうということで進んでおるんやから、難しいところがあれば地元の対策委員の皆さんで、80%は私、手だてしたってくださいよと。何もかも職員に、限られた職員の中でやれというのは限度がありますよと、私、みんなの前で言いました。あんたら、委員の人、きょうは皆寄ってくれとるけども、そんな交渉、近所へ、まあそんな言わんと、金額の額についてはこれは職員の権限でやったらいいんですけども、啓発ですな。道が必要やって、皆、世の市民の人が言うとので、どうぞ協力したっておくれよというようなことを、あんたら言ってやってくれとるのかと。言ってくれとる人は手を挙げてよと言ったら、2人ほど挙げてくれとったけど。関係ないように思っとるんですよ。そんなん、今の協働の時代に、そうした用地の交渉の問題で、私も骨身は惜しみません。何ぼでも行きますよ。しかし、その前にやっぱり地元の人がやる気になって、そうしてやっぱりどんどんと晩に2人ペアで行く。

それは私ら、これは済んだことなんですけども、前にも申し上げたかな。市脇の河川改修、私も中心にやってきました。18億4,000万円ほどの事業費で、7棟か8棟を立ち退きしたり、

それは苦勞しましたけども、8割以上は区長さんはじめ地元の人で。そうしてペアを組んで、嫌がる家へでも、3日にあげず行くんですよ。そうしたら、みんなへとへとよ。来るほう困るし、行くほうも困るし。それで、最後には話だいたいなってきたら、もうそんな面倒かけるのやったら、もう判つくわよといったら、市と県の方に頼んで、判つきにね。そないして、8割以上やってきた経緯があるんです。これはみんな世論は知っとるんです。

ほんで、地元の人もその気になってということで、私も、去年の夏でしたわ。私は私の考えでそれは言いました。そういうことをしっかりやっておくれよと。そこらが目覚めてもらわないと、こんなもんでできることないですわ。これから皆するというと、40年ぐらいかかるでしょうけども。私はやっぱり、前にも申し上げたように、新しい環境のいいベッドタウンがすばらしく展開して、もう久しいわけや。それとやっぱり、旧市街地も均衡をとれたまちづくりというのが、これは基本と私は肝に銘じとるんですよ。スラム街はほっといたらいいわというのやないですよ。時間何ぼかかっても、先送りしてでも仕方ない。それをやっぱり、追い追い、前の市長に牛のよだれのごとくとよく聞いておるんですがね。そういうことを一回、辻本議員さん、市長こう言うのとたと言うといっておくれよ。私はもうみんなの前で公に言いましたよ。それで、行かなならんところは、私はまた職員を通じて要請があれば、進んで行かせてもらいます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）市長の言われることはごもつともだと思ひますし、そういうふうに。本来もつと開発の当初の段階から、やっぱり地元同意を取りつけていくというのが基本やと思うんですけども、いかんせん、あそ

こについては地元同意をちゃんととれてなかったということが大きな問題かなと思うので、当然地元も動くと思うんですけどね。それなりに、市長の話を受けて地元も動いていると思うんですけども、いかんせん、その1軒のために全く進んでいないというのが実情なんです。市長言われてから、かなり日がたってますのでね。そやから、ここまできると、なかなか周りが行ってもおさまらんという感じなんです。開発事務所に聞きますと。だから、最終的には市長のご英断をやっぴりお願いしておきたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 平成20年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第25 議案第12号 平成20年度橋本市
介護保険特別会計補正予算（第
3号）について

○議長（中上良隆君）日程第25 議案第12号 平成20年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 平成20年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第13号 平成20年度橋本市

指定訪問看護事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（中上良隆君）日程第26 議案第13号
平成20年度橋本市指定訪問看護事業特別会計
補正予算（第1号）について を議題といた
します。

これより質疑を行います。全般について行
います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）7ページの賃金のと
ころで、臨時雇い上げ料なんです、当初予算
を見ますと2,284万7,000円だったんです。そ
の減額が1,199万2,000円と、だいたい約半分
になってるんですけれども、この減額の理由
と、要するに人数が足りないというか、予定
よりも少なかったということだと思ってい
ますけれども、それと、本当に当初予算ど
おりの人数が必要でないのかどうかとい
うこととあわせてお願いします。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）共済費、それ
から賃金、旅費、すべて減額になっておる
わけなんですけれども、実は2名の雇用を
予定しておりましたけれども、現実的に
応募をかけたんですけれども、全く採用
がなかったというところがございます。そ
れで、ほかの特別旅費等につきましては、
その人数減に伴いまして業務多忙になり
まして、研修会等に参加できなかったた
めの減額でございます。

現在も、実はこの橋本地域だけではなくて、
私のほうから所長に河内長野市とか奈良
県のほうにも看護師を募集したらどう
かということで、実際やってみたんです
けれども、それでも集まらないという
状況で、収益でも、それから人件費の
ほうでもすべて減額となっているとい
う状況でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）応募がないとい
うことなんですけれども、雇用の条件が
あまり悪過ぎるというのがあるのでは
ないかなと思うんですけれども、2名
も募集したのに補充できないというの
がかなり大きな問題だと思うんです。
やっぱりできるだけ応募してもらえ
るような条件に変えるというか、そう
いうことも含めて検討できないのか
どうかお尋ねします。

○議長（中上良隆君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）阪本
議員もご存じのとおり、病院のほう
でも募集しても来ないというような、
今の看護師の募集状況でございます。

おっしゃっておられますように、実
は訪問看護の職員の身分というのは
嘱託と非常勤というような、正職員
がおらないというような状況にはな
っております。ですけれども、以前に
松浦議員からのご質問のあった中
で、管理者の判断で賃金改善を相当
やりまして、所長につきましては本
院の師長クラスというような、嘱託
員ですけれどもそういう形の給与
体系にもさせていただいております。
実質的に、本院も同じことなんです
けれども、橋本地域には非常に看護
師さんがおらないという状況でござ
います。

それと、訪問看護ステーション自
体が非常にしんどい過重労働になる
ような事業でございまして、その中
で民間事業者にやっぱり行かれる
方も非常に多いというように聞いて
おります。ですから、身分保障だけ
を上げて、看護師が集まるかどう
かというところは、少し疑問な点
はございますけれども、今後管理
者とも検討してまいりたいと思
います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成20年度橋本市指定訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第14号 平成20年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中上良隆君）日程第27 議案第14号 平成20年度橋本市高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお

ります議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成20年度橋本市高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第15号 平成20年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（中上良隆君）日程第28 議案第15号 平成20年度橋本市水道事業会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成20年度橋本市水
道事業会計補正予算(第3号)について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第29 議案第16号 平成20年度橋本市
病院事業会計補正予算(第6号)
について

○議長(中上良隆君)日程第29 議案第16号
平成20年度橋本市病院事業会計補正予算(第
6号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行
います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第16号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成20年度橋本市病
院事業会計補正予算(第6号)について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。